

群馬大学重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム
国際アドバイザリーボード要項

平成 25 年 12 月 17 日 制定
改正 平成 31 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 群馬大学博士課程教育リーディングプログラムリーディング大学院統括本部設置要項
第 6 の規定に基づき、群馬大学重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム国際
アドバイザリーボード（以下「アドバイザリーボード」という。）を置く。

(任務)

第 2 アドバイザリーボードは、重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム（以
下「本プログラム」という。）における博士課程研究基礎力試験(Qualifying Examination)
及び学位審査に助言を与えるとともに、本プログラムに係る学術研究・教育活動の体制
及び成果並びにその発信状況等について評価を行い、その結果を本プログラム運営委員
会委員長を経由して本部長に報告する。

(組織)

第 3 アドバイザリーボードは、国外の著名な学識経験者を含む若干人の者をもって組織
し、本部長が委嘱する。

(任期)

第 4 第 3 の委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務)

第 5 アドバイザリーボードの事務は、関係部課等の協力を得て、本プログラムを所掌す
る事務部において処理する。

(要項の改廃)

第 6 この要項の改廃は、本部会議の議を経て、本部長が行う。

(雑則)

第 7 この要項に定めるもののほか、アドバイザリーボードの運営に関し必要な事項は、
本部長が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年12月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。